

部活動地域展開支援ポータル運営等
業務委託に係る仕様要件及び企画提案依頼書

令和 8 年 7 月

豊中市教育委員会事務局学校教育課

目 次

1.	件名	1
2.	本書の目的	1
3.	背景	1
4.	提案における前提条件	1
5.	調達	2
5.1	調達内容	
5.2	導入期間及び運用期間	
5.3	作業場所及び開発場所	
5.4	作業実施内容	
5.5	調達における前提条件	
5.6	セキュリティ要件	
5.7	成果物	
6.	システムの要件	4
6.1	保存・処理対象データ	
6.2	システムの性能要件	
6.3	システムのハードウェア要件	
6.4	システムの基本要件	
6.5	システムの機能要件（業務要件）	
6.6	その他提案事項	
7.	職員研修	6
7.1	研修対象者	
7.2	研修内容	
7.3	その他研修に関する事項	
8.	システムの運用・保守	7
8.1	運用・保守要件	
8.2	サービスレベル	
9.	個人情報保護に関する遵守事項	8

- 9.1 秘密の保持
- 9.2 目的外使用の禁止
- 9.3 複写及び複製の禁止
- 9.4 再委託先の管理
- 9.5 情報漏えい時の対応
- 9.6 契約終了時のデータ返却
- 9.7 契約終了時のデータ消去

1. 件名

部活動地域展開支援ポータル運営等業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書

2. 本書の目的

部活動地域展開支援ポータル運営等業務を行うに当たり必要となる仕様要件をまとめ、本仕様要件を実現するための手法等について提案を求めるものである。

3. 背景

豊中市では、国が進める部活動改革の方針を踏まえ、学校部活動の地域展開（とよチャレ）を推進している。今後、生徒・保護者が認定地域クラブ活動への参加を検討するにあたり、活動内容や指導体制、安全対策、参加費等の情報を容易に取得できる環境の整備が求められている。また、認定地域クラブにおいては、会員管理や連絡調整、会費徴収などの運営業務のほか、認定申請や安全管理に係る事務負担の軽減が課題となっている。このため、本市では、認定地域クラブに関する情報発信・検索機能を備えたポータルサイトに加え、認定地域クラブの運営支援機能、認定申請等の受付・管理機能及び問い合わせ対応機能を一体的に提供する「部活動地域展開支援ポータル」を構築し、生徒・保護者の利便性向上、認定地域クラブの円滑な運営及び認定事務の効率化を図るものである。

なお、本業務の実施に当たっては、民間事業者の専門的知見やノウハウを活かし、本市が示す要件に加え、利用者の利便性向上や認定地域クラブの運営支援につながる効果的な提案を求める。

4. 提案における前提条件

提案に当たって、次の点を了承の上、提案すること。

- (1) 本仕様要件に示す要件を全て満たすこと。実現できない要件がある場合は、当該要件及びその理由を企画提案書に明記すること。
- (2) 本仕様要件に特段の記載がない限り、関係法令及び本市の条例等に基づいた事務処理等を想定すること。
- (3) 豊中市が事務処理を行う上での各業務の状況や、その業務の特性を十分に考慮し、豊中市の業務が滞りなく運営できる提案を行うこと。
- (4) 業務要件に疑義が生じた場合は、原則、豊中市の解釈・判断に従うこと。
- (5) 契約段階において、提案を受けた仕様要件について変更等があり得ること。

- (6) 豊中市との十分な連絡体制を構築し、意思疎通に努めること。
- (7) 「豊中市情報セキュリティポリシー」（「豊中市情報セキュリティ規則」及び「豊中市情報セキュリティ対策基準」を指す。以下同じ。）を遵守すること。
- (8) システムの運用に際し瑕疵が認められた場合、システム引渡後 24 か月間は無償で対応すること。

5. 調達

5.1. 調達内容

本業務において、調達する内容は以下のとおりとする。

- (1) 認定地域クラブ情報の発信・マッチング機能を有するポータルサイトの構築及び運用
- (2) ICT ツール（アプリ等）を活用した認定地域クラブの運営実務の一元管理支援環境の提供及び運用
- (3) 認定地域クラブの認定申請、更新申請、変更申請等の受付及び管理機能の構築及び運用
- (4) 認定地域クラブ、指導者、生徒、保護者及び本市職員（教職員を含む）を対象としたポータルサイト等の操作支援及び問い合わせ対応窓口の設置・運営
- (5) 部活動地域展開支援ポータルの導入に伴う初期設定及び必要な環境構築
- (6) 部活動地域展開支援ポータルの利用に係る操作マニュアル等の作成及び提供
- (7) 職員向け操作説明会等の実施並びに導入支援
- (8) 部活動地域展開支援ポータル及び関連サービスの保守・運用支援

5.2. 導入期間及び運用期間

- (1) ポータルサイトの構築及び導入期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）11 月 30 日まで

※受託者は、令和 8 年（2026 年）12 月 1 日までに、ポータルサイトの公開、認定地域クラブの認定申請受付及び問い合わせ受付が開始できる状態とすること。

- (2) 運用期間

令和 8 年（2026 年）12 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

※運用期間の経費については漏れの無いように注意すること。運用期間の経費についても、本導入業務の選定上の価格評価に含めるものとする。令和 9 年度以降については、毎年度の予算成立を前提として、受託者との随意契約による継続契約を予定している。ただし、契約の締結を保証するものではない。

5.3. 作業場所及び開発場所

- ・本業務の作業は、原則として受託者の自社拠点またはオンラインで実施すること。
- ・豊中市役所内での作業は不要とする。ただし、豊中市との協議により必要と判断された場合のみ、オンライン会議やリモート接続で対応すること。
- ・受託者は、作業環境が豊中市情報セキュリティポリシーの基準を満たしていることを保証すること。必要に応じて、基準遵守に関する書類を提出すること。
- ・作業に必要な機器・通信環境・消耗品等は、受託者の負担で準備すること。

5.4. 作業実施内容

(1) システム導入計画の提案

- ・応募者は、導入するシステムの概要、機能、導入スケジュールを提案すること。
- ・スケジュールには、納入時期と稼働開始時期を明記すること。

(2) 環境整備

- ・必要な機器や設定がある場合は、その内容と対応方法を提案すること。
- ・ブラウザベースで稼働する場合は、端末設定の可否を明記すること。

(3) 操作・運用マニュアル

- ・システム稼働に必要な操作方法や運用手順を示すマニュアルを提供すること（オンライン形式可）。

(4) 動作確認・テスト

- ・受託者は、本番運用開始前に必要な動作確認及び各種テストを実施すること。テストに当たっては、機能要件及び非機能要件を満たしていることを確認し、その結果を本市へ報告すること。また、本市が実施する受入確認に必要な支援を行うこと。

(5) プロジェクト管理

- ・受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、契約締結後速やかにプロジェクト計画書を作成し、本市の承認を得ること。プロジェクト計画書には、実施体制、役割分担、導入スケジュール、進捗管理方法、課題管理方法及びリスク管理方法を含めること。また、受託者は定期的に進捗状況を報告するとともに、課題及びリスクが発生した場合は、速やかに本市へ報告し、対応策を協議すること。

5.5. 調達における前提条件

本調達における前提条件は次のとおりとする。

なお、本業務で提供する「認定地域クラブ情報の発信・マッチング機能を有するポータルサイト」及び「認定地域クラブの運営実務の一元管理を支援する ICT ツール（アプリ等）」については、それぞれ本仕様書に定める要件を満たすものとする。各要件について一方のサービスのみで充足することはできず、提案に当たっては両サービスへの対応状況を明確に示

すこと。

(1) 実績のあるサービス又はシステムの活用

- ・提案するサービス又はシステムは、自治体、教育機関、スポーツ団体その他これらに類する団体において運用実績を有することが望ましい。
- ・既存サービス、パッケージシステム、クラウドサービス又はこれらを組み合わせた提案を可とする。
- ・導入後の安定運用及び継続的な保守対応が可能であること。

(2) 利用者の利便性向上

- ・認定地域クラブ・指導者・保護者・生徒が容易に利用できる操作性を有すること。
- ・スマートフォン、タブレット及びパソコンから利用可能であること。
- ・認定地域クラブに関する情報取得及び申請手続等の利便性向上に資すること

(3) 業務効率化と職員負担軽減

- ・市民サービスの向上を目的とし、事務効率化や職員負担の軽減に資すること。

(4) 将来対応性

- ・制度改正や運用変更柔軟に対応できること。
- ・機能追加又は他システムとの連携が可能な構成であること。
- ・データのエクспорт及び移行が容易であること。

(5) 法令等の遵守

- ・本業務における全ての作業について、各種労働関連法並びに豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

5.6. セキュリティ要件

提案するサービス及びシステムは、次の要件を満たすこと。なお、本節に定めるセキュリティ要件は、ポータルサイト及びICTツール（アプリ等）の双方に適用する。

(1) セキュリティポリシー

- ・本市が定める豊中市情報セキュリティポリシー「を遵守すること。

(2) 個人情報保護

- ・システム構築・運用保守において、個人情報保護の観点からセキュリティ対策について万全を期すこと。

(3) ウェブサイト

- ・IPA「安全なウェブサイトの作り方」改訂第7版に準拠したウェブサイトとすること。

(4) パスワードポリシー

- ・パスワードの強度（長さ、文字種など）を設定できること。パスワードの有効期限、

失敗回数を設定できること。

(5) アクセス権

- ・アカウント単位で機能のアクセス可否・更新可否の権限を設定できること。

(6) セッション管理

- ・一定時間、何も操作しないと自動的にログアウトできること。

(7) 暗号化

- ・通信及び格納データに対して暗号化を行うこと。

(8) マルウェア対策

- ・アンチウイルスソフトウェアを活用する等により不正プログラム対策を行うこと。なお、パターンファイルは最新に更新すること。

(9) セキュリティパッチ

- ・最新のセキュリティパッチを適用すること。なお、適用するにあたり運用上に問題がないことを確認したうえで実施すること。

(10) 不正アクセス対策

- ・侵入監視等により不正アクセス対策を行うこと。

(11) ログ管理

- ・システムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。

(12) インシデント対応

- ・個人情報の漏えい、サイバー攻撃その他の重大なセキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに本市へ報告するとともに必要な対策を講じること。

(13) クラウドサービスの安全性

- ・受託者は、提案するクラウドサービスについて、ISMS 認証、ISMAP 登録、SOC 報告書その他同等の第三者認証又は監査結果により安全性を説明できること。

(14) 認証取得

- ・受託者は、ISO/IEC27001（ISMS）、プライバシーマーク又はこれらと同等の個人情報保護若しくは情報セキュリティに関する第三者認証を取得していること。

5.7. 成果物

受託者は、本業務の実施に当たり、以下の成果物を提出すること。

- ・プロジェクト計画書
- ・導入スケジュール
- ・操作マニュアル
- ・管理者マニュアル
- ・FAQ 又は利用者向け説明資料

- ・研修資料
- ・運用保守体制図
- ・障害対応手順書（作成する場合）
- ・その他本市が必要と認める資料

成果物は電子データにより提出することとし、ファイル形式については本市と協議のうえ決定する。

6. システムの要件

部活動地域展開支援ポータル及び関連サービスの構築・運用に当たり、本市が必要とする要件を以下に示す。なお、利用者端末については、本市職員が現在使用している業務端末、生徒に配備している学校配布端末（iPad）、並びに保護者及び認定地域クラブ関係者が保有するスマートフォン、タブレット及びパソコンを利用することを基本とし、新たな端末調達は想定しない。

6.1. 保存・処理対象データ

本システムにおいて取り扱う主なデータは、認定地域クラブ情報、指導者情報、生徒・保護者情報、認定申請情報、問い合わせ情報その他本業務の実施に必要な情報とする。

主な利用対象は豊中市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍する生徒約 10,000 人及びその保護者を想定しており、部活動加入率約 80%を踏まえた規模に対応できること。また、認定地域クラブ指導者及び本市職員による利用も想定する。

また、将来的な利用者及び登録情報の増加を見据え、少なくとも 10 年間の運用に耐えうる拡張性を有すること。保存期間経過後のデータの取扱いについては、本市と協議のうえ定めるものとする。

6.2. システムの性能要件

システムは、上記の処理・件数等を安定的かつ迅速に処理できる性能を有していること。また、オンライン処理中にバッチ処理を実行してもオンライン処理への影響が無いこと。ただし、データベースを大幅に更新する処理やセットアップ処理等の場合は除外するものとする。

6.3. システムのハードウェア要件

ハードウェアについては、本市の定めるサービス提供時間において、災害等発生時を除き、運用が停止することのない構成とすること。

(1) サーバー

サーバーはクラウド方式で構築することとし、インターネット環境または LGWAN-ASP 環境から接続可能とすること。また、データセンターは日本国内に設置されたものとし、十分な冗長性及びバックアップ体制を備えること。

(2) クライアント

本システムは、本市職員、生徒、保護者及び認定地域クラブ関係者が利用することを想定し、Windows、MacOS、iPadOS、iOS 及び Android に対応すること。また、学校配布端末 (iPad) による利用を考慮した設計であることとし、Microsoft Edge、Google Chrome 及び Safari 等の主要ブラウザで正常に利用できること。

6.4. システムの基本要件

(1) 業界標準の適用

システムで使用するデータベースや主要ソフトウェアは、業界標準の製品であり、日本語によるサポートが可能であること。

(2) バージョンアップ対応

- ・運用期間中、システム又はクラウドサービスの機能改善、セキュリティ更新及びバージョンアップに対応できること。
- ・既存機能に影響がある場合は、豊中市と協議すること。

(3) 権限管理

- ・利用者ごとに適切な権限設定ができること。また、利用者の権限区分に応じたアクセス制御が可能であること。現在想定している利用者は以下のとおり。本仕様書において「利用者」とは、特段の記載がない限り、以下に掲げる全ての者をいう。

- ① 本市職員
- ② 認定地域クラブ
- ③ 指導者
- ④ 保護者
- ⑤ 生徒

(4) バックアップ

- ・最低 1 日 1 回以上のデータバックアップを行うこと。
- ・自動バックアップを行うこと。
- ・障害発生時に復旧できること。

(5) セキュリティ対応

- ・本仕様書に定めるセキュリティ要件を満たし、ウイルス対策、セキュリティパッチ適用、不正アクセス対策その他必要な安全管理措置を講じること。

(6) OS・ブラウザ更新対応

- ・運用期間中、クライアント端末の OS やブラウザのアップデートに対応できること。また、学校配布端末の OS 更新にも対応できること。

6.5. システムの機能要件（業務要件）

システムに求める各業務の機能要件は、下記項目及び「機能要件仕様書」のとおりとする。また「機能要件仕様書」の必須／要望欄が必須の項目については、必ず実現すること。「機能要件仕様書」の事業者回答欄に、実現方法を記述し、企画提案書と一緒に提出すること。

6.6. その他提案事項

本仕様書に記載された要件を踏まえた上で、生徒・保護者の利便性向上、認定地域クラブの運営支援、安全管理の強化、認定事務の効率化等につながる独自の提案があれば積極的に提示すること。

7. 研修及び導入支援

本市職員及び認定地域クラブ等が部活動地域展開支援ポータルを円滑に利用できるよう、必要な研修及び導入支援を実施すること。研修の詳細（内容、実施方法、スケジュール及び実施時期等）については、本市と協議のうえ決定するものとする。

7.1. 研修対象者

- ・本市職員、認定地域クラブその他本市が必要と認める利用者を対象とする。
- ・本市職員は 15 人程度を想定する。
- ・認定地域クラブ向けの説明会又は操作説明会を実施できること。実施方法（集合形式、オンライン形式、動画マニュアルの活用等）については提案事項とする。

7.2. 研修内容

(1) 基本操作

- ・ポータルサイト、認定申請機能及び管理機能等の基本操作に関する研修

(2) 管理者操作

- ・本市職員向けのアカウント管理、認定申請管理、お知らせ掲載及び各種設定等に関する研修

(3) 認定地域クラブ向け操作説明

- ・ 認定地域クラブ向けの情報登録、更新、認定申請及び問い合わせ対応等に関する説明
- (4) 運用支援
- ・ 本システムの運用開始に伴う支援及び問い合わせ対応

7.3. その他研修に関する事項

- (1) 研修時間
- 本市と協議のうえ決定すること。なお、原則として平日の業務時間内を想定するが、必要に応じて柔軟に対応できることが望ましい。
- (2) 研修場所
- 豊中市教育委員会事務局が指定する場所又はオンラインにより実施すること。
- (3) 研修教材
- 受託者において準備すること。
- (4) 研修体制
- システム導入時に必要な研修を実施すること。また、運用開始後においても、本市からの要請に応じて追加説明又は操作支援を実施できることが望ましい。
- (5) 研修等提案事項
- 研修を受講できなかった利用者や、人事異動後の職員、新たに認定された地域クラブ等が円滑に利用できるよう、操作マニュアル、FAQ、説明資料、動画コンテンツその他利用者支援に資する提案があれば積極的に行うこと。

8. システムの運用・保守

8.1. 運用・保守要件

本業務における運用・保守は、システム機能の維持・改善等を行う「サービス保守」、利用者からの問い合わせ対応及び障害対応等を行う「運用支援」、システム基盤及び関連ソフトウェアの保守を行う「ソフトウェア保守」により構成する。なお、本業務に係る契約期間は令和9年3月31日までとするが、提案に当たっては令和9年度から令和13年度までの運用・保守費用も参考見積として提示すること。当該参考見積額は、将来契約時の参考資料として活用する。

- (1) サービス保守
- サービス保守については、機能改善、セキュリティ対策、制度変更その他必要な改修について継続的に対応すること。また、システム改修に伴い操作マニュアル等の修正が必要となった場合は、最新版を提供すること。オンラインマニュアルによる提供も可とする。

(2) 運用支援

① 問い合わせ対応

本市職員、認定地域クラブその他本業務で提供するサービスの利用者からのシステム及びサービスの利用方法に関する問い合わせに対応すること。なお、問い合わせ対応に係る受付手法（電話、メール、問い合わせフォーム、チャット等）、受付時間、休日対応の考え方、対応フロー及び本市へのエスカレーション方法については事業者提案とし、提案書に利用者が利用しやすい問い合わせ体制の具体的な内容を記載すること。また、制度内容の解釈や認定の可否判断等、本市が対応すべき問い合わせについては、速やかに本市へ引き継ぐこと。また、収集した障害情報を分析し、再発防止策を講じるとともに、必要に応じて障害対応マニュアル等へ反映すること。

② 障害対応

システム障害発生時は、一次窓口として障害内容の確認及び切り分けを行い、必要に応じて関係事業者等との調整を行うこと。原因が不明確な場合は、受託者が主体となり、影響範囲の調査、応急対応及び必要に応じた恒久対策を実施すること。また、収集した障害情報を分析し、再発防止策を講じるとともに、必要に応じて運用手順書及び障害対応手順書等へ反映すること。

なお、障害対応の時間帯及び対応速度については、次の要件を満たすこと。

- ・ 通常業務における連絡体制

平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間は、障害検知後速やかに連絡が取れる体制を構築すること。

- ・ 閉庁時における連絡体制

翌開庁日の 10 時 00 分までに連絡が取れる体制を構築すること。

- ・ 障害発生時の対応速度

翌開庁日中に初期対応を実施すること。

- ・ その他

本市が利用する他システム又はサービスとの連携に際し、確認テストその他必要な作業が発生した場合は、適宜調整支援を行うこと。

(3) ソフトウェア保守

① ソフトウェア保守の前提条件

受託者は、本サービスの提供に必要な OS、ミドルウェア、データベースその他関連ソフトウェアについて、供給元又は提供事業者との契約を管理し、保守及び技術支援の窓口となること。必要に応じて、バージョンアップ及びセキュリティパッチの適用又は提供事業者との調整を行い、対応状況を本市へ報告すること。

② ソフトウェアの瑕疵、セキュリティパッチ対応

不具合又はセキュリティパッチが公開された場合は、その内容及びシステムへの影響を確認し、適用の可否を判断すること。適用する場合は、事前に影響確認を行い、必要に応じてバックアップを実施した上で対応すること。

③ ソフトウェアのバージョンアップ

バージョンアップ情報が公開された場合は、その内容を確認し、本システムへの影響及び必要性を検討すること。必要と判断した場合は、影響確認及びバックアップを実施した上で対応すること。

8.2. サービスレベル

受託者は、安定したサービス提供を行うため、サービスレベル（SLA）を提案すること。なお、提案するサービスレベルは下記の要件を下回らないものとする。

（１）必須サービスレベル

- ・ サービス提供時間は、原則として 24 時間 365 日利用可能であること。ただし、計画停止期間を除く。
- ・ システム稼働率は年間 99.0%以上を目安とすること。
- ・ 計画停止を行う場合は、事前に本市へ通知するとともに、認定地域クラブ・指導者・保護者・生徒への周知方法を示すこと。
- ・ 平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間は、障害検知後速やかに連絡が取れる体制を確保すること。
- ・ 閉庁日に発生した障害については、翌開庁日の 10 時 00 分までに連絡が取れる体制を確保すること。
- ・ 障害発生時は、翌開庁日中に初期対応を実施すること。
- ・ データバックアップは 1 日 1 回以上自動で実施すること。
- ・ 障害発生時にデータ復旧が可能な体制を確保すること。
- ・ 問い合わせ対応体制については受付手法、受付時間、エスカレーション方法を明示すること。

（２）提案事項

受託者は、上記要件に加え、より高いサービスレベルを実現するための提案を行うこと。

- ・ サービス提供時間
- ・ システム稼働率
- ・ 障害検知方法
- ・ 障害発生時の初動対応時間
- ・ 復旧目標時間（RTO）
- ・ データ復旧目標時点（RPO）
- ・ 問い合わせ対応時間
- ・ バックアップ及び災害対策
- ・ その他サービス品質向上策

詳細なサービスレベルについては、契約締結後に協議のうえ決定する。

9. 個人情報保護に関する遵守事項

9.1. 秘密の保持

受託者及びその作業者は、本業務に関して知り得た一切の事項について、第三者に漏らし
てはならない。本業務終了後も同様とする。また、個人情報については、データ等の漏えい、
消滅、毀損等がないよう防止措置を講じること。

9.2. 目的外使用の禁止

受託者は、豊中市等が所有する記録媒体その他本業務で取り扱う電子データ及び紙媒体を
本業務の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

9.3. 複写及び複製の禁止

受託者は、豊中市が所有する情報媒体及び職員データ・登録データ等を豊中市に無断で複
写し、又は複製してはならない。

9.4. 再委託先の管理

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託する場合、再委託先に対して本仕様書と同等以
上の個人情報保護及び情報セキュリティ対策を遵守させること。

9.5. 情報漏えい時の対応

個人情報の漏えいその他の情報セキュリティインシデントが発生した場合は、直ちに本市
へ報告するとともに、必要な対策及び再発防止措置を講じること。

9.6. 契約終了時のデータ返却

契約期間の終了又は契約解除に伴い、本市が保有するデータを返却する必要がある場合
は、本市が指定する形式又は汎用的なデータ形式（CSV等）によりデータを提供するこ
と。また、データ構造、項目定義等が分かる資料についても併せて提供すること。

9.7. 契約終了時のデータ消去

契約終了後、受託者は本市の指示に基づき、本業務により取得又は保存した情報を復元できない方法により完全に消去すること。また、データ消去後は、本市に対し消去完了を証明する書類を提出すること。